

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 四二七^ハ

告 示

胞山県立自然公園の公園計画の変更

(環境企画課) 四二八

胞山県立自然公園の公園事業の決定

(同) (四二九)

胞山県立自然公園の公園事業の変更

(同) (四二九)

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除

(環境管理課) 四二九

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

(同) (四二九)

保安林の解除をしようとする旨の通知

(治山課) 四三〇

道路の区域変更

(道路維持課) 四三〇

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 四三一

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) (四三一)

公 示

落札者等に関する公示

(情報システム課) 四三三

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 四三三

落札者等に関する公示

(会計課) 四三四

規 則

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百二号

岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県療育手帳に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

カ	タ	カ	ナ	カ	タ	カ	ナ
氏	名	年	月	日	性別	職業又は学交種別	

を「

カ	タ	カ	ナ	カ	タ	カ	ナ
氏	名	年	月	日	性別	職業又は学交種別	

」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の別記第二号様式により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の別記第二号様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

告 示

岐阜県告示第三百二十八号

岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十五号）第七条第一項の規定により、胞山県立自然公園の公園計画の一部を変更したので、同条第二項において準用する同条例第六条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、変更後の公園計画は、岐阜県環境生活部環境企画課、恵那県事務所、恵那市役所及び中津川市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

変更後の公園計画

一 規制計画

特別地域

中津川市神坂、落合、中津川、手賀野、千旦林及び茄子川並びに恵那市東野の各一部

二 施設計画

1 単独施設

種 類	種 別	種 置
避難小屋	中津川市神坂	(富士見台高原周辺)
避難小屋	中津川市中津川	(恵那山頂)
公衆便所	中津川市中津川	(恵那山頂)
避難小屋	中津川市中津川	(恵那山登山線沿い)
展望施設	中津川市手賀野	(根の上高原北側周辺)
給水施設	中津川市手賀野	(根の上高原北側周辺)
宿 舎	中津川市手賀野	(根の上高原北側周辺)
園 地	中津川市手賀野	(根の上湖周辺)
野 営 場	中津川市手賀野	(根の上湖周辺)
駐 車 場	中津川市手賀野	(根の上湖周辺)
運 動 場	中津川市茄子川	(保古の湖東側周辺)

2 道 路

(1) 車 道

路 線 名	区 間
宿 舎 展 示 施 設	恵那市東野(保古の湖南側周辺)
園 地	中津川市茄子川(保古の湖南側周辺)
野 営 場	恵那市東野(国民宿舎恵那山荘周辺)
展 望 施 設	恵那市東野(保古の湖南側周辺)
野 営 場	中津川市茄子川(保古山頂周辺)
野 営 場	中津川市茄子川(保古の湖東側周辺)
尾外岩東野線	起点 中津川市中津川(県立自然公園境界) 終点 恵那市東野(保古の湖)
手賀野東野線	起点 中津川市手賀野(県立自然公園境界) 終点 恵那市東野(県立自然公園境界)
東野保古山線	起点 恵那市東野(尾外岩東野線・車道分岐点) 終点 中津川市茄子川(保古山頂)

路 線 名	区 間
黒井沢線	起点 中津川市中津川(尾外岩東野線・車道分岐点) 終点 中津川市中津川(黒井沢登山口)

(2) 歩 道

路 線 名	区 間
神坂峠	起点 中津川市神坂(強清水) 終点 中津川市神坂(神坂峠)
神坂峠富士見台線	起点 中津川市神坂(神坂峠) 終点 中津川市神坂(富士見台山頂)
恵那山神坂峠縦走線	起点 中津川市神坂(神坂峠) 終点 中津川市中津川(恵那山頂)
恵那山黒井沢線	(公園区域外は除く。) 起点 中津川市中津川(黒井沢登山口) 終点 中津川市中津川(恵那山頂)
恵那山登山線	(公園区域外は除く。) 起点 中津川市中津川(恵那神社)

岐阜県告示第三百二十九号

終点 中津川市中津川
(恵那山神坂峠縦走線・歩道合流点)
根の上高原ネイチャートレール(根の上循環線)

起点 中津川市手賀野
終点 中津川市手賀野

岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)第七条の二第一項の規定により、胞山県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

公園事業の決定事項

一 施設の種類の
野営場

二 位置

中津川市茄子川(保古の湖東側周辺)

三 規模

区域面積 一・八四ヘクタール

最大宿泊者数 百人ノ日

岐阜県告示第三百四十号

岐阜県立自然公園条例(昭和三十九年岐阜県条例第四十五号)第七条の二第三項において準用する同条第一項の規定により、胞山県立自然公園の公園事業の一部(昭和四十九年岐阜県告示第七百九十二号で告示した公園事業をいう。)を変更したので、同条第三項において準用する同条第二項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

変更後の公園事業

一 施設の種類の
運動場

二 位置

中津川市茄子川(保古の湖東側周辺)

三 規模

区域面積 一・二〇ヘクタール

岐阜県告示第三百四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

平成三十年岐阜県告示第四百八十二号により指定した区域(大垣市神田町二丁目一番三及び四、三五番並びに三五番五並びに西崎町四丁目一番三及び二六番一の各一部)の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

岐阜県告示第三百四十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の指定を次のとおり解除する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

平成三十年岐阜県告示第四百八十四号により指定した区域（大垣市神田町二丁目一番二及び四、三五番並びに三五番五並びに西崎町四丁目一番三及び二六番一の各一部）の全部

二 指定に係る特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

加茂郡川辺町中川辺字大谷一七三〇の四（国有林）、一七三〇の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	三百六十号	土岐市鶴里町柿野字北山三六三七番六地先から同 市同 町同 字同 三六二八番一地先まで	前 後	二・一 一・五	七・五	
			前 後	二・八 三・三	七・五	

岐阜県告示第三百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	百五十七号	本巢市根尾板所字黒山一四〇番一地先から同 市同 一 字同 一 三六番一地先まで	前 後	二・八 二・一	四・二	
			前 後	二・八 三・〇	四・二	

岐阜県告示第三百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平2	下呂市萩原町山之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷畑	下呂市萩原町四美	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉屋	下呂市萩原町宮田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館敷	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本松2	下呂市萩原町桜洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本松3	下呂市萩原町上村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ウシロ	下呂市萩原町古関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
檜尾	下呂市萩原町古関	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島尻	下呂市萩原町跡津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横枕	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稗畑2	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中2	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室洞2	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
洞之谷戸	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田ノ平1	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田ノ平2	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田ノ平3	下呂市金山町菅田笹洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長塚	下呂市金山町田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野首3	下呂市金山町福来	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上之田谷	下呂市萩原町山之口	次の図のとおり	土石流
平沢谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
森ヶ洞谷2	下呂市萩原町四美	次の図のとおり	土石流
笹平谷	下呂市萩原町四美	次の図のとおり	土石流
向林谷	下呂市萩原町大ヶ洞	次の図のとおり	土石流
向林谷2	下呂市萩原町大ヶ洞	次の図のとおり	土石流
小井戸谷	下呂市萩原町奥田洞	次の図のとおり	土石流
小井戸谷2	下呂市萩原町奥田洞	次の図のとおり	土石流
小井戸谷3	下呂市萩原町奥田洞	次の図のとおり	土石流
サクジ谷	下呂市萩原町上呂	次の図のとおり	土石流
向平谷2	下呂市萩原町羽根	次の図のとおり	土石流
夏焼平谷	下呂市萩原町花池	次の図のとおり	土石流
下林谷	下呂市萩原町古関	次の図のとおり	土石流
河戸洞谷	下呂市萩原町跡津	次の図のとおり	土石流
城洞谷	下呂市萩原町跡津	次の図のとおり	土石流
タヤノ平谷	下呂市萩原町中呂	次の図のとおり	土石流
タヤノ平谷2	下呂市萩原町中呂	次の図のとおり	土石流
タヤノ平谷3	下呂市萩原町中呂	次の図のとおり	土石流
溝上谷2	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	土石流
畑ヶ田谷川	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
藤谷左	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
藤谷右	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
山崎谷川	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流

田中谷	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
小麦田谷 2	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
室洞谷	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	土石流
釜土谷	下呂市金山町金山	次の図のとおり	土石流
水洞口谷	下呂市金山町田島	次の図のとおり	土石流
筒井谷	下呂市金山町田島	次の図のとおり	土石流
前平山谷	下呂市金山町中津原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平 2	下呂市萩原町山之口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷畑	下呂市萩原町四美	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
倉屋	下呂市萩原町宮田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
館敷	下呂市萩原町萩原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本松 2	下呂市萩原町桜洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二本松 3	下呂市萩原町上村	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

ウシロ	下呂市萩原町古閑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
楢尾	下呂市萩原町古閑	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
島尻	下呂市萩原町跡津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横枕	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
稗畑 2	下呂市萩原町西上田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中 2	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
室洞 2	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
洞之谷戸	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田ノ平 1	下呂市金山町菅田菅洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田ノ平 2	下呂市金山町菅田菅洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田ノ平 3	下呂市金山町菅田菅洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長塚	下呂市金山町田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野首 3	下呂市金山町福来	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上之田谷	下呂市萩原町山之口	次の図のとおり	土石流
平沢谷	下呂市萩原町尾崎	次の図のとおり	土石流
森ヶ洞谷 2	下呂市萩原町四美	次の図のとおり	土石流
笹平谷	下呂市萩原町四美	次の図のとおり	土石流
向林谷	下呂市萩原町大ヶ洞	次の図のとおり	土石流
向林谷 2	下呂市萩原町大ヶ洞	次の図のとおり	土石流
小井戸谷	下呂市萩原町奥田洞	次の図のとおり	土石流
小井戸谷 2	下呂市萩原町奥田洞	次の図のとおり	土石流
小井戸谷 3	下呂市萩原町奥田洞	次の図のとおり	土石流
サクシ谷	下呂市萩原町上呂	次の図のとおり	土石流
向平谷 2	下呂市萩原町羽根	次の図のとおり	土石流
下林谷	下呂市萩原町古閑	次の図のとおり	土石流
河戸洞谷	下呂市萩原町跡津	次の図のとおり	土石流

城洞谷	下呂市萩原町跡津	次の図のよう	土石流
タヤノ平谷	下呂市萩原町中呂	次の図のよう	土石流
タヤノ平谷3	下呂市萩原町中呂	次の図のよう	土石流
溝上谷2	下呂市萩原町西上田	次の図のよう	土石流
畑ヶ田谷川	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
藤谷左	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
藤谷右	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
山崎谷川	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
田中谷	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
小麦田谷2	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
室洞谷	下呂市金山町菅田桐洞	次の図のよう	土石流
釜土谷	下呂市金山町金山	次の図のよう	土石流
筒井谷	下呂市金山町田島	次の図のよう	土石流
前平山谷	下呂市金山町中津原	次の図のよう	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 委託業務の名称及び数量 岐阜県情報セキュリティクラウドの構築及び運用保守業

務 一 式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年4月26日
- 4 落札者を決定した日 令和3年6月7日
- 5 落札者の住所及び氏名 西日本電信電話株式会社岐阜支店・NTTビズネスユニークソリューションズ株式会社東海支店共同企業体
代表者
岐阜市北島二丁目3番地1
西日本電信電話株式会社岐阜支店
支店長 児玉 美奈子

6 落札金額 1,028,500,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総務部情報システム課地域情報化係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年八月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
八百津町	令和三年八月五日	理事	金子政則	八百津町八百津 三八八三番地
岸木川			尾関一夫	野上 六九八番地四
地改良区			石井二郎	野上 一〇五八番地
			大脇好男	野上 一八二番地二の二

代表取締役 飯田 道広

6 落札金額 103,840,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

